

一方で、当時 80 条バスとっていた市町村の白ナンバーの自主運行バスの道路運送法上の位置づけが地方分権の議論の中でとりあげられ、他方、上述のように交通バリアフリー法の国会審議の中で S T S、特に、今でいう福祉有償運送の取り扱いが論点となり、さらに、過疎化の進展の中で、今でいう過疎地有償運送に相当する輸送に関する地域からの相談案件が増えてくるなど、典型的な公共交通サービスを民間任せにしていくことを基本とした従来型の地域公共交通行政は曲がり角に来ていることを痛感したのもこの頃です。

そういう経緯もあり、10 年前の交通計画課着任前後は、①市町村を中心に関係者が地域全体の公共交通のあり方について協議し公共交通計画を策定すること、②この場合に一定の規制の弾力化等を行うこと及びこれに必要な立法措置を講じること、③当該計画を策定した地域への予算の重点配分や一括補助の実施を行うこと、の必要性について関係局と議論し、何らかの制度化を目指そうとしていましたが、当時はまだ、当方の力不足等もあり、市町村中心のスキームについて省内のコンセンサスを得ることが難しく、実現には至りませんでした。また、まちづくりとの連携強化というものも言われながらなかなか実現しませんでした。しかし、その後、間もなく、関係者のご尽力により、道路運送法の改正（地域公共交通会議や自家用有償運送の位置づけ）、地域公共交通活性化・再生法の策定、これに基づく予算制度の充実が相次いでなされ、先の通常国会での地域公共交通活性化・再生法改正法と都市再生特別措置法等改正法との一括審議、説明会共催の実現など、制度面でも実態面でも大幅な変化がありました。10 年前のことを考えると、非常に感慨深いものがあります。

とはいえ、急速な社会経済環境の著しい変化を見据えると、地域公共交通政策については、現状に安住することなく、更なるバージョンアップを絶えず追求していかなければなりません。また、去る 7 月 8 日には、総理から人口減少・超高齢化という課題を克服し、地方の創生を実現していくため政府一丸となって本腰を入れて取り組むよう指示があり、政府内に「まち・ひと・しごと創生本部」が近日中に立ち上がる見込みです。太田大臣からも、7 月 4 日に策定した「国土のグランドデザイン 2050」のキーワードの 1 つである「コンパクト＋ネットワーク」を具体化し、地方創生を実現していく第一歩として先の通常国会で成立した 2 法に基づく施策を確実に実のあるものとして進めていくことの重要性について度々言及されているところです。関係者の皆様方の御協力を得ながら努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(2) 平成 26 年地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰について (公共交通政策部 交通支援課)

平成 26 年 7 月 2 日（水）に平成 26 年地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰式が行われました。本表彰は、地域公共交通に関する取組みについて、地域の模範となるような顕著な功績があった団体を表彰するものです。今回は松本市地域公共交通協議会、高山市公共交通活性化協議会、中国旅客船協会連合会、高松市総合都市交通計画推進協議会、豊後大野市地域公共交通活性化協議会の 5 団体が受賞し、太田国土交通大臣からそれぞれの団体の代表に表彰状が授与されました。

【受賞団体】

○松本市地域公共交通協議会



* 歩行者・自転車・公共交通を優先した持続可能なまちづくりの実現に向け、公共交通の利用促進やマイカーの利用抑制などの取組みを総合的に実施。

○高山市公共交通活性化協議会



* 既存の民間バス路線を活用しつつ、上限運賃制度の導入や民間バスとコミュニティバスの乗継円滑化を図るとともに、公共交通の利用促進策を委員自ら企画、提案し、実行するシステムの構築を通じて、我が国最大の面積を有する市域において、安心、安全で快適な移動手段を実現。

○中国旅客船協会連合会



* 瀬戸内海地域の特色を活かし、サイクリング観光客向けに乗船料を割り引く「せとうちサイクルーズPASS」や割引料金で往復乗船する「広島湾ナイトクルージング」事業などを展開することで、新規需要を開拓しつつ、生活航路を活性化。

○高松市総合都市交通計画推進協議会



* 快適で人にやさしい都市交通の形成に向けて、「高松市総合都市交通計画」の具現化を進めるとともに、25年9月に公布・施行された「高松市公共交通利用促進条例」の制定に貢献したほか、同条例の理念を踏まえ、乗継割引などの各種取組も実施。

○豊後大野市地域公共交通活性化協議会



* 工夫されたバス停を表彰するコンテストの実施など、住民・事業者との協働によるバス利用促進に取り組むとともに、詳細な乗降データを活用し、運行見直し基準を見える化することにより、全国的にも高齢化が進んだ地域において、持続可能な公共交通ネットワークの構築を実現。

<参考：表彰の選考基準>

- (1) 住民、NPO、企業等の地域の多様な主体が、地域公共交通に関する取組みに参画していること。
- (2) 地域の実情に合った創意工夫が凝らされていること。
- (3) 事業の今後の自立性・継続性が見込まれていること。

(3) バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会のとりまとめについて
(自動車局 旅客課)

バス事業においては、厳しい経営環境、労働時間の長時間化、大型二種免許取得者の減少、高齢化等を背景として生じている運転者の要員不足に対応して、地域の生活交通を支えるバス輸送の維持等の観点から、バスの運転者の安定的な確保と育成が喫緊の課題となっております。

このため、国土交通省では、昨年12月に学識経験者、バス事業者、労働組合、行政関係者等の関係者による検討会を設置し、バスの運転者の確保及び育成に向けた検討を進めていたところですが、本年7月7日に以下のとおりとりまとめを行い、公表いたしました。

本とりまとめにおいては、志望・採用者の減少や離職率の高止まりに対応するため、バス事業者及び事業者団体が講ずべき対策や、バス事業者による取り組みをサポートするために行うべき行政の取り組みが整理されております。

今後、本とりまとめの具体化を図ってまいります。

○とりまとめの主な記載事項

1. はじめに
2. バスの運転者を巡る現状
 - (1) バス事業の就業実態の動向
 - (2) バスの運転者の不足の状況
3. バス運転者不足に係る具体的な課題
 - (1) 志望者・採用者の減少への対応の観点
 - i) 若年・壮年男性（伝統的な採用対象）に係る課題
 - ii) 女性（採用を拡大すべき対象）に係る課題
 - (2) 離職率の高止まりの観点
 - i) 待遇改善の課題
 - ii) 意欲や士気の向上等の課題
4. バスの運転者の確保及び育成に向けた対策
 - (1) バス事業者及び事業者団体が講ずべき対策
 - i) 志望・採用者の減少への対応
 - ii) 離職率の高止まりへの対応
 - (2) 行政に求められる役割と取り組み
 - i) 先進的な取り組みに対する支援
 - ii) 優良事例の「見える化」とPR活動の実施
 - iii) 地方運輸局及び運輸支局への相談窓口の設置
 - iv) 地域毎の官民学連携体制の推進
5. おわりに

▽本とりまとめの他、公表資料についてはこちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000174.html

(4) 交通政策審議会海事分科会基本政策部会について（海事局 総務課 企画室）

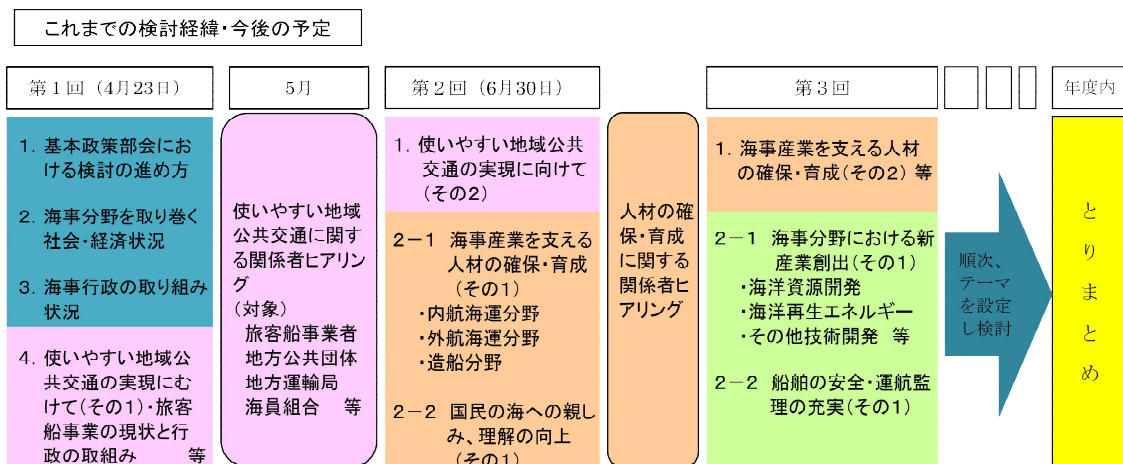
これまで海事分科会においては、船員部会及び船舶交通安全部会が設置され、それぞれ専門的な見地から調査・検討・審議が行われてきましたが、海事行政全般についての検討の場がありませんでした。

このため、社会情勢の変化・海事産業（海運・造船・船員）を取り巻く情勢変化などを踏まえた「海事行政の棚卸し・新展開」（既存施策の有効性の検証→今後取り組むべき課題の確認→具体的施策）の検討を行うべく「基本政策部会」の設置が本年3月12日の海事分科会において承認されました。検討に当たっては、毎回テーマを設定し、①既存施策の整理、②有効性の検証、③今後取り組むべき課題の設定、④講じるべき施策を議論することになっており、第1回が4月23日に、第2回が6月30日に開催されました。

第1回においては、「海事行政の取り組み状況」や「使いやすい地域公共交通の実現に向けて」などについて検証・議論していただきました。地域公共交通関係では、その後関係団体や事業者、自治体などにヒアリングを実施し、第2回においてはヒアリングの分析結果や各委員からの意見等を踏まえた今後の方向性を説明し、各委員からの了承が得られました。

また、第2回では、海事産業を支える人材の確保・育成についても議論が開始され、8月末に予定している第3回において今後の方向性等について議論することになっています。

今後も、新たなテーマの設定・議論を行い、各委員からの意見等を踏まえて方向性を導き出し、国民の期待に応えるよう海事行政の様々な施策に取り組んで参ります。



▽基本政策部会の資料及び議事録については、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kihonseisaku01.html

(5) 第4回地域バス交通活性化セミナー『『バスの力』で地域を元気にできるのか?』の開催
について (東北運輸局)

現在、環境問題や交通渋滞の深刻化などを契機に、国内外で公共交通を利用したまちづくりや地域活性化の取り組みが進められています。これらの課題に加え高齢化が加速度的に進む東北地方では、バスをうまく利用して、住民の生活の足や交通の安全を守り、地域の活性化を図る取り組みを真剣に考える時期に直面していると思われます。

東北運輸局では、交通エコロジー・モビリティ財団と共催で、各地域のバス活性化の事例を交えながら、これからのまちづくりにおいて重要な、『バスの力』を考える機会として、『地域バス交通活性化セミナー』を、以下の内容で開催します。

～第4回地域バス交通活性化セミナー 『バスの力』で地域を元気にできるのか?～

- 日時 : 平成26年9月2日(火) 13:30～16:45
- 会場 : ホテルサンルート一関2階「芙蓉」(一ノ関駅西口から徒歩1分)
- 定員 : 120名(参加費無料)

<内容>

○基調講演

『日本のバス100余年のあゆみから考える岩手のこれから』

交通ジャーナリスト・NPO日本バス文化保存振興委員会副理事長 鈴木 文彦

○パネルディスカッション

『『バスの力』で地域を元気にできるのか?』

・コーディネーター

福島大学経済経営学類 准教授 吉田 樹

・パネリスト

交通ジャーナリスト・NPO日本バス文化保存振興委員会副理事長 鈴木 文彦

特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポート 事務局長 菊池 広人

岩手県交通株式会社 取締役社長 伊壺 時雄

軽米町役場総務課 主任主査 畑中 幸夫

一関市市民環境部協働推進課 課長補佐 村上 秀昭

▽募集等につきましては以下のURLにてご確認ください(入場無料)。

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/basukatsuseminaa140902.pdf>

(6) まちづくり&地域公共交通セミナー開催のご報告（北陸信越運輸局）

改正都市再生法等特別措置法および改正地域公共交通活性化及び再生に関する法律の活用に係る説明会開催後に、各県の地方公共団体が一同に集まる折角の機会ということもあって、北陸信越運輸局では、北陸地方整備局と共催で人材育成に資する取組みとして、まちづくり&地域公共交通セミナーを開催しましたので、その様子を紹介いたします。

○日時：7月14日 15:45～17:15

○会場：北陸信越運輸局 4階 共用会議室

○主催：北陸信越運輸局・北陸地方整備局

北陸地方整備局の橋口都市住宅・整備課長の挨拶に続き、UR都市再生機構の鈴木主幹より「まちなかへの都市機能立地推進の着眼点」と題してまちづくりの専門家の立場からご講演頂きました。

鈴木主幹のご講演の後、『「超高齢・人口減社会を克服するスマートウェルネス都市」の提案』と題して見附市田伏課長補佐より事例紹介をいただきました。田伏課長補佐の事例紹介では、主に都市存続に向けた6つの施策（1. コンパクトシティの形成と誘導 2. 持続可能な集落地域づくり 3. 地域公共交通の再生 4. 中心市街地の活性化 5. 地域包括ケアシステムの構築 6. 総合的な住み替え施策の推進）について話されました。



見附市田伏課長補佐による事例紹介



新潟市田中係長による事例紹介

続いて『BRT導入とバス路線再編による「新バスシステム」について』と題して新潟市の田中係長より、事例紹介をいただきました。田中係長からの事例紹介では、主に新潟市の公共交通の取組について（交通環境の現状と課題）、BRT導入に至った経緯、新バスシステムで持続可能な都市へ（バス路線再編によるメリットとデメリット等）を話されました。

全体を通して、自治体の方から「先進事例の自治体の話を聞いて勉強になった。」等の声があり、セミナー開催は実りのあるものとなったようです。

一方、「各自治体担当で意見交換など行える時間がほしい。」「過疎地域等におけるまちづくりや公共交通の話を知りたい。」等の声もあり、今後のセミナー開催等の参考としたいと思います。



セミナーの様子

(7) 今後の国土交通省の動き

今後の国土交通省（本省）の動き



※全て現時点での予定です。日程等が変更になる場合もございます。

日程	内容
夏頃	交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 最終とりまとめ 「地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みとその活用に関する基本的な考え方」の公表
	社会資本整備審議会計画部会及び交通政策審議会交通体系分科会計画部会合同会議 「交通政策基本計画 中間とりまとめ」の公表

◆編集後記（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）

いつもご愛読いただきありがとうございます。7月16日付けで中村の後任で参りました国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。今後、公共交通メールマガジンの編集を担当させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本号が私にとって初のメールマガジン発行になりましたが、みなさまいかがでしたでしょうか。総合政策局公共交通政策部交通計画課に着任して1週間が過ぎ、やっと業務にも慣れてきたところですが、先般成立いたしました「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の施行や今年夏頃目途の「交通政策基本計画 中間とりまとめ」の公表に向けた公共交通政策部内の動きを見て、地域公共交通政策についての世間の関心の高さや、それを受けた当部の活気を日々感じながら働いております。

私自身は地域公共交通政策についてまだまだ勉強中ではありますが、まずはこの「公共交通メールマガジン」を通して、読者のみなさまに有益な情報をお届けしていきたいと考えております。ですので、今後も引き続き、本メールマガジンをご愛読いただければ嬉しく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL : 03-5253-8275（直通）

FAX : 03-5253-1513

E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

国土交通省HP（情報発信のページ） :

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html

国土交通省総合政策局
公共交通政策部
ゆるきゃら のりたろう



◇お願い（近畿運輸局）

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

（配信先）

- ① 有識者 ② 近畿内府県庁 ③ 近畿内全市町村 ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
⑤ 船舶関係団体 ⑥ 鉄道関係団体 ⑦ ④～⑥の団体に所属していない交通事業者

□近畿運輸局のプレスリリース、最新情報はこちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

□近畿運輸局のホームページ「地域公共交通の確保・維持・改善」につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/index.htm>

□平成 25 年度調査事業「近畿運輸局管内における公共交通事業の官民連携のあり方検討に係る基礎調査」の報告書につきましては、こちらをご覧ください。

http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/kanminrenkei_kisochosa.pdf

■国土交通白書（最新は平成 25 年度版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>

■国土交通省各種白書（観光白書等）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html>

■国土交通省総合政策局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/index.html>

■国土交通省鉄道局ホームページ TOP は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/tetudo/index.html>

